

日本フランチャイズチェーン協会における 自主行動計画フォローアップ調査について

令和6年3月8日

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会

1. 令和5年度フォローアップ調査結果（概要）

- ・ 調査期間：令和5年10月17日～11月30日
- ・ 調査企業：日本フランチャイズチェーン協会の会員企業11社を対象（前年度11社）
- ・ 回答企業：6社（前年度9社）
- ・ 回答率：55%（前年度82%）

1. 令和5年度フォローアップ調査結果（概要）

概観（改善できた点、改善の余地がある点等特筆すべき内容を記載）

- ✓仕入先との価格改定に関する協議の頻度が増加している。
- ✓「労務費の変動」「原材料価格の変動」「エネルギー価格の変動」を反映し、価格決定できている。
- ✓原価低減要請や利益提供の要請については、実施していない。
- ✓下請代金の支払いにおいては、手形の使用はなく、全て現金払いとなっている。
- ✓知的財産を含む取引については、全ての企業において適正な取引がなされている状況。
- ✓働き方改革による影響については特に影響がないとの回答が多くなっている。

2. 令和5年度フォローアップ調査結果と分析

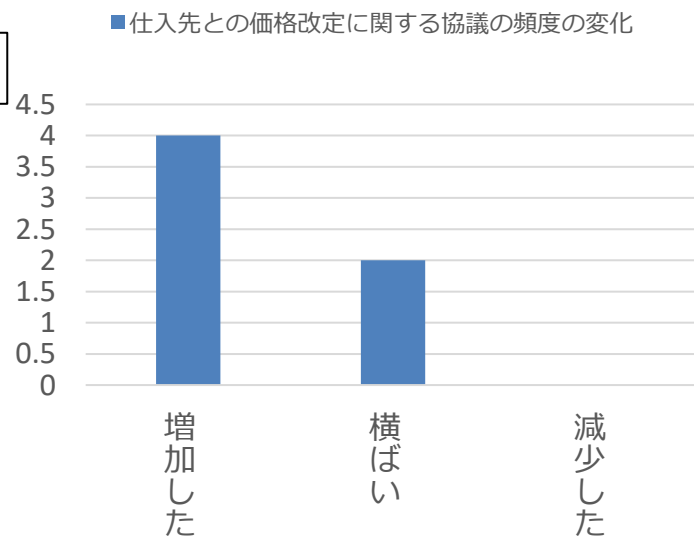
重点課題に対する取組①価格の決定方法

【分析結果・今後の課題】

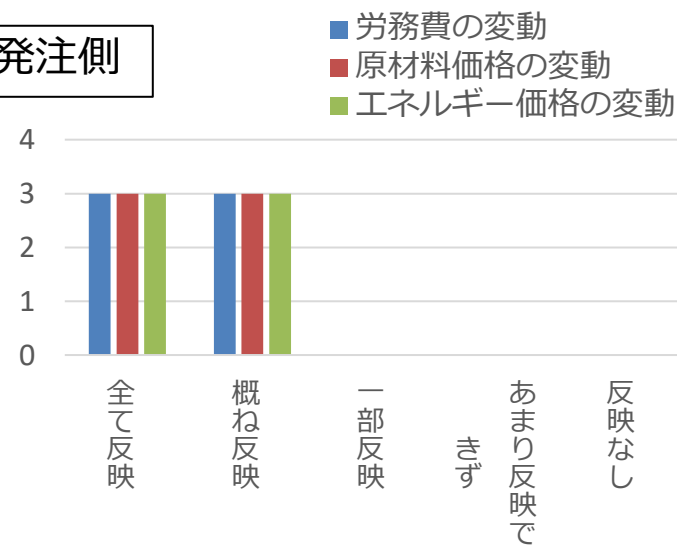
- ・ほとんどの企業が仕入先との価格改定に関する協議の頻度が増加していると回答。
- ・「労務費の変動」「原材料価格の変動」「エネルギー価格の変動」を反映し、価格決定できているとの回答が多い。

設問. 2023年度に適用する単価の決定・改定にあたり、各変動コストの反映状況

発注側



発注側



2. 令和5年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組①合理的な価格決定

【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・ 価格交渉促進月間の取組について会員企業トップには理事会にて直接説明を行ったうえで、傘下企業各社の調達担当責任者には改めて周知するとともに、積極的な価格交渉や価格転嫁がなされるよう、機関紙等を活用し価格交渉の重要性について顧問弁護士の解説等により理解促進を図り次年度フォローアップ調査では数値が改善されるよう努める。

2. 令和5年度フォローアップ調査結果と分析

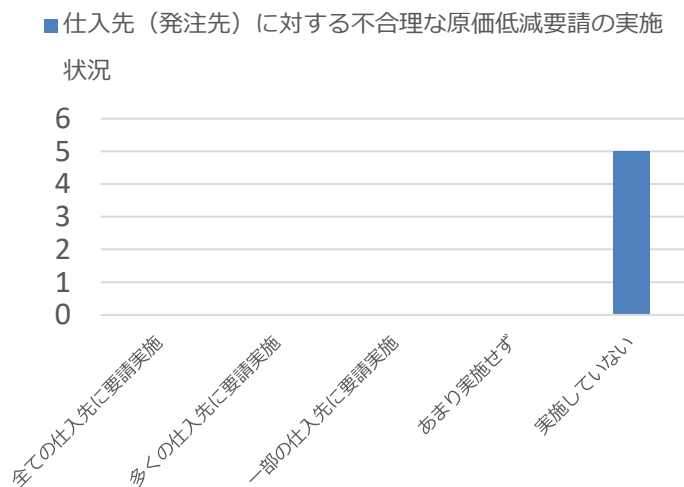
重点課題に対する取組②原価低減要請、協賛等

【分析結果・今後の課題】

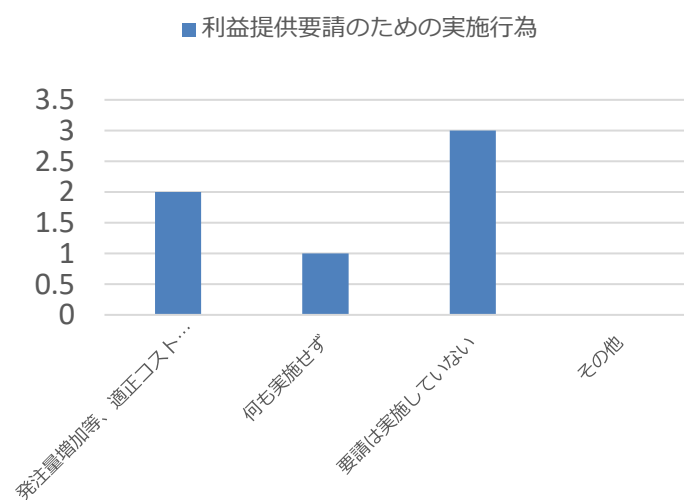
- ・ 原価低減要請については実施していないとの回答。
- ・ 利益提供の要請については、実施していないという回答が最も多く、次いで、発注量の増加等の適正コストの負担をしているという回答が多かった。

設問. 仕入先に対する原価低減 / 利益提供要請の実施状況

発注側



発注側



2. 令和5年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組②原価低減要請、協賛等

【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・ 理事会参加の企業トップや規範委員会メンバーの法務担当責任者を通じ、客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く原価低減要請を行わないよう社内徹底を図るよう改めて説明を行う。
- ・ また、要請する際はあらかじめ、負担額・算出根拠・使途・提供条件を明確にしたうえで、取引先と十分に協議し、書面による合意をすることを徹底するよう併せて説明を行う。

2. 令和5年度フォローアップ調査結果と分析

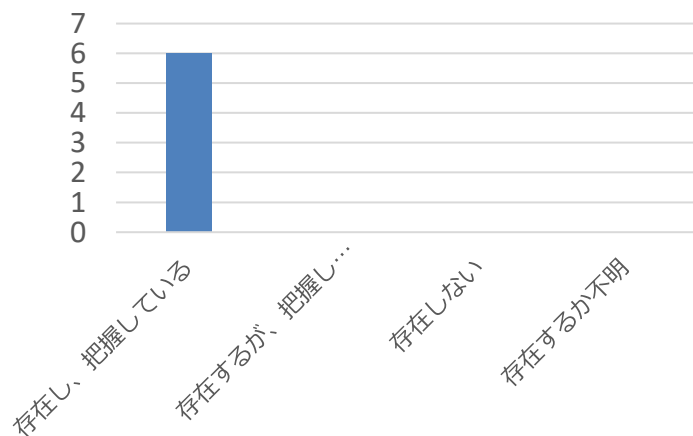
重点課題に対する取組③支払条件

【分析結果・今後の課題】

- ・全ての企業で契約書は存在し、内容を把握していると回答。
- ・全ての企業で手形の使用はなく、全て現金払いとの回答。

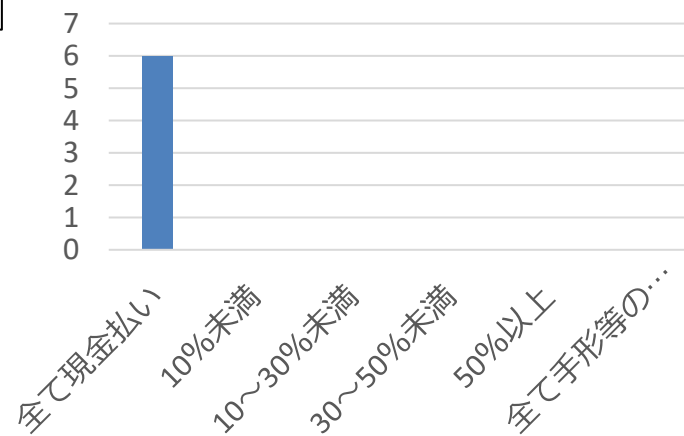
設問. 契約書等の書面の存在と内容の把握状況 / 下請代金を手形等で支払っている割合

発注側



■ 契約書等の書面の存在と把握

発注側



■ 手形で支払っている割合

2. 令和5年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組③支払条件

【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・ 約束手形の取扱い無し

2. 令和5年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組④知財、⑤働き方改革

【分析結果・今後の課題】

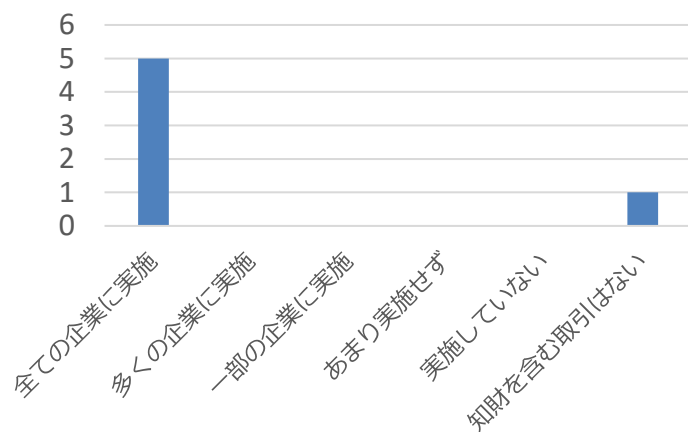
- ・ 知的財産を含む適正な取引の実施について、全ての企業において適正な取引がなされている。
- ・ 働き方改革による影響については特に影響がないとの回答が多くなっている。

【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・ 各種研修などを通じ、引き続き周知徹底を図る。

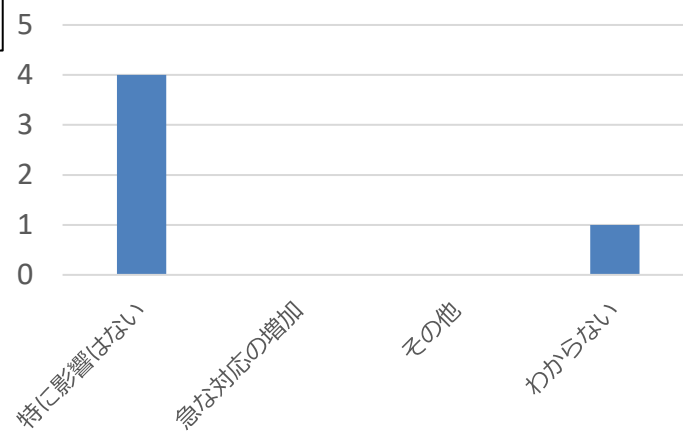
設問. 知的財産権を含む適正な取引の実施 / 働き方改革にともなう適正なコスト負担

発注側



■ 知財を含む適正取引を実現するための取組

発注側



■ 働き方改革に関する仕入先への影響

3. 取引適正化に向けた今後の取組

【今後の取組】

- ・ 適正取引の推進のため、定期的に傘下企業への周知を図るとともに、機関紙にて取り上げる等、取引適正化について認識する機会を増やしていくこととする。
- ・ 回答率の向上のため、自主行動計画による取組の趣旨等について周知する。

(参考) パートナーシップ構築宣言への取組状況等

【取組状況】

- ・ 会員企業数：100社（正会員）
- ・ 宣言企業数：16社（うち、資本金3億円超の大企業11社）
- ・ 会員企業に占める宣言企業の割合：16.0%

【今後の取組】

令和5年度、会長名にて「パートナーシップ構築宣言の登録のお願い」文書を傘下企業に発送、令和6年度も宣言企業割合を増やす為、引き続き会員社への依頼文書により登録の必要性を発信していくこととする。